

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	融資	
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額(千円) (公庫資金)		
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費  2 貸付対象者 (1) 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 (3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 (4) 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） (5) みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等  3 貸付利率 無利子  4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年）  5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和31年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	利子補給	
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		農業近代化資金（県単・継続）		
アピール		農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。		
事業の趣旨	<p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p>	貸付枠(千円)	3,350,000	
		内訳	国	—
			県	3,350,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 貸付対象事業  (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象）  (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成  (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成  (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象）  (5) 長期運転資金  (6) 農村環境整備資金  (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者  (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等  (2) 農協、農協連合会等</p> <p>3 貸付利率  2.50% ※R8.3.18現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則）  (1) 農業者等 15年以内（3年以内）  (2) 農協等 15年以内（3年以内）</p> <p>5 貸付限度額  (1) 個人 1,800万円  (2) 法人 2億円</p> <p>6 融資率  80%以内（認定農業者は100%以内）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（乾田直播栽培）
	担い手の育成 農地の利用集積	集落営農 農作業受委託 / 規模拡大
実施主体別		農業者 / 法人 / 特定農業団体 / その他農業者の組織する団体

事業名	水稻直播栽培導入促進事業（国庫・新規） <b>【生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業】</b>			
アピールポイント	過去5年、水稻乾田直播栽培を実施したことが無い生産者が専用機器を導入することなく、外部委託で試験的に播種するために必要な経費を支援する。			
事業の趣旨	経営規模拡大が見込まれる中で、労働力不足への対応策となる水稻直播栽培への挑戦を後押しするため、専用機器を導入することなく、試験的に播種作業を外部委託する取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 補助対象 水稻乾田直播栽培の播種作業  ≪事業実施主体≫ 農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格化法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体  2 主な成果目標 1 経営体当たりの水稻作付面積の3%以上拡大	補助率	標準事業費	
		国定額 10千円/10a	限度額等があれば記載	
<b>【採択要件】</b> 1 令和3年度以降直播を行っていない生産者及び令和3年度以降湛水直播のみに取り組んでおり、令和8年度に乾田直播に取り組む生産者が、播種を含む作業を農業支援サービス事業者へ外部委託する取組であること。 2 水稻（WCSを除く）の直播栽培であること。 3 令和8年4月1日以降に事業実施主体が行う取組（播種）であること。 4 本事業の取組を実施したことが確認できる書類を作成又は収集すること。				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他 (IT化)
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他 (飼料基盤整備)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		その他 (公益社団法人あおもり農業支援センター)

事業名	草地畜産基盤整備事業 (国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額 (千円)	193,358	
		内訳	国	142,500
			県	50,858
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備</p> <p>(1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等</p> <p>(2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等</p> <p>(3) 農機具等導入</p> <p>《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター</p>	補助率	標準事業費	
		(1)、(2) 国 50% 県 15%	—	
		(3) 国 50% 県 7.5%		
<p>【採択要件】</p> <p>1 草地整備型 (公共牧場整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 公共牧場の既存草地面積が 100ha (中山間地域は 50ha) 以上であること。</p> <p>(3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。</p> <p>(4) 事業完了後の受益面積が 60ha (中山間地域は 30ha) 以上であること。</p> <p>2 畜産担い手総合整備型 (再編整備事業)</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 事業参加者が 10 人 (中山間地域については 5 人) 以上であること。</p> <p>(3) 家畜飼養頭数 (豚換算) が 2,000 頭 (中山間地域は 1,000 頭) 以上であること。</p> <p>(4) 担い手に係る畜産物生産が 2 分の 1 以上であること。</p> <p>(5) 受益草地等の面積が 30ha (中山間地域は 15ha) 以上であること。</p> <p>【令和 8 年度実施計画等】 八森地区 (六ヶ所村)</p>				
実施期間	昭和 59 ~ 令和 10 年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線 4823、直通 017-734-9497)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 / リース 融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)	(公庫資金)	
		内訳	国	—
			県	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 1.65%～2.50% ※R8.3.18現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分 に対し 国 10/10  （金利負担軽減措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和8年度金利負担軽減措置】 令和8年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り金利負担を軽減する。（ただし、負債整理等長期資金と補助残融資資金を除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017-734-9478）	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		経営体育成強化資金（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)	(公庫資金)	
		内訳	国	—
			県	—
		その他	—	
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 (3) 農産物加工処理・流通販売施設 (4) 負債整理 2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手 3 貸付利率 2.50% ※R8.3.18現在 4 償還期間（据置期間） 25年以内（3年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 1億5,000万円 (2) 法人 5億円 6 融資率 80%（前向き投資資金）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成13年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	担い手の育成	法人化 / その他 (企業の農業参入支援)
	農地の利用集積	規模額大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 法人

事業名	農林水産業への企業参入促進事業の (投資を呼び込むための支援) (県単・新規)			
アピールポイント	企業が投資を通じて農林水産業へ参入することを支援する。			
事業の趣旨	県内外の異業種企業による本県農林水産業への資本参入を促進するため、県内農業法人等が行う取組に対して、費用の一部を補助する。(モデル事業)	予算額(千円)	17,000	
		内訳	国	—
			県	17,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 安定した供給体制の整備に対する支援</p> <p>①対象者 県内の農林水産事業者等</p> <p>②対象経費 原料調達等を目的に本県農林水産業に投資の意向を示す外食事業者等に生産物を安定供給するのに要する経費 (アドバイザー経費、期限付き職員の人件費、機械設備等のレンタル料など)</p> <p>③補助率 1 / 2 (上限3,000千円、1モデル)</p> <p>2 ニーズに対応した生産体制の強化に対する支援</p> <p>①対象者 県内の農林水産事業者等</p> <p>②対象経費 外食事業者等の投資を受け、ニーズに対応した生産体制を強化するのに要する経費 (農業機械・農業用ハウス等の購入費)</p> <p>③補助率 1 / 3 (上限7,000千円、2モデル)</p>	補助率	標準事業費	
		—	※県直営	
実施期間	令和8～10年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5066 直通017-734-9462)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	農地集約化促進事業（国庫・新規）			
アピールポイント	農地中間管理機構を通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域に対して、支援金を交付する。			
事業の趣旨	農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、農地中間管理機構を活用して農地の集約化等に取り組む地域に対し支援金を交付し、担い手への農地の集約化を促進する。	予算額(千円)	49,213	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	49,213
事業の内容	<p>1 集約化加速タイプ 地域内の農地について、農地中間管理機構からの転貸等による農地の集約化に取り組む地域に対し、団地面積の増加割合に応じて1.0万円～3.0万円/10aの支援金を交付（基本タイプ）。</p> <p>これに加え、一定規模以上の大規模経営体に農地を集約する場合（大規模集約タイプ）や、受け手不在農地を団地化した誘致団地の創出に取り組む場合（誘致団地創出タイプ）は5.0万円/10aの支援金を交付。</p> <p>2 地域集約化実現タイプ 地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、農地の集約化等に取り組む地域に対し、農地中間管理機構の活用率に応じて2.0万円～2.6万円/10aの支援金を交付。</p>	補助率	標準事業費	
		10/10	—	
<p>【主な交付要件】</p> <p>1 集約化加速タイプ</p> <p>(1)基本タイプ 地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等</p> <p>(2)大規模集約タイプ 基本タイプの要件に加え、交付対象となる団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であり、かつ1団地の面積が5ha以上であること</p> <p>(3)誘致団地創出タイプ 受け手不在農地等を団地化し、新たな受け手に転貸するための誘致団地を4ha以上形成すること 等</p> <p>2 地域集約化実現タイプ 農地中間管理機構の活用率が一定割合以上（一般地域：80%超、中山間地域：60%超）であり、地域内の農地面積に占める1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること</p>				
実施期間	令和8年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5056、直通017-734-9462)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化 / 遊休農地対策
実施主体別	公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	農地中間管理事業（国庫・継続）			
アピールポイント	<p>（公社）あおもり農業支援センター（農地中間管理機構）が借り受けた農地を、担い手は支援センターからまとまった形で借り受けることができる。</p> <p>特例事業として実施する売買事業では、農地所有者は売渡代金を確実に受け取ることができるほか、税制面の優遇措置が受けられる。</p>			
事業の趣旨	<p>農業経営の規模拡大や農地の集団化等によって農業の生産性の向上を図るために、（公社）あおもり農業支援センターが農地の貸借及び売買を行う。</p>	予算額(千円)	252,752	
		内訳	国	194,657
			県	58,095
			その他	—
事業の内容等	<p>1 農地中間管理事業（貸借）</p> <p>（1）農地を支援センターが借り受け、担い手農家等に貸付け</p> <p>（2）必要な場合には基盤整備等を実施</p>	補助率	標準事業費	
	<p>2 農地売買等事業（特例事業）（売買）</p> <p>支援センターが農地を買い入れ、売渡し（即売）</p>	—	—	
<p>【条件】</p> <p>1 農地中間管理事業</p> <p>（1）地域計画の区域内</p> <p>支援センターは、市町村が策定した地域計画の実現に資するよう目標地図に位置付けられた担い手等に農地を貸し付ける。</p> <p>また、地域計画の変更が行われることが確実と市町村が認める場合は、目標地図に位置付けられた担い手等以外にも貸し付けることができる。</p> <p>（2）地域計画の区域外</p> <p>農業委員会の要請等による促進計画案の提出があった場合、その計画案の担い手等に農地を貸し付けることができる。</p> <p>2 農地売買等事業</p> <p>即売の売渡先は、地域計画に位置付けられた者（地域計画の変更により位置付けられることが確実な者）、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者であること。</p>				
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 / 農地情報収集・提供
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ソフト）（国庫・継続）			
アピールポイント	土地利用型作物の集団化及び土地利用率向上等により質の高い農用地の利用集積が促進される。また、促進費の交付により農家負担が軽減される。			
事業の趣旨	ほ場整備事業等の実施を契機に、効率的・安定的な農業を営み、将来の農業生産を担うと見込まれる者に対して農用地の利用集積を図る。	予算額(千円)	297,565	
		内訳	国	163,803
			県	133,762
			その他	—
事業の内容等	1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業：利用集積の推進・指導 《事業実施主体》 県、県土地改良事業団体連合会 (2) 調査・調整事業：改良区・市町村・農協の土地利用・調整活動 《事業実施主体》 県、市町村、土地改良区  2 農業経営高度化促進事業 中心経営体の農地集積率に応じて促進費を交付 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		1(1)	—	
		国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%		
		1(2)		
		国50%・ 中山間地域等 国55%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%		
【採択要件】 1 経営体育成基盤整備事業（ハード）と一体 2 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画に基づき集積を進める。 3 県が作成する農用地利用集積促進土地改良整備計画及び農業経営高度化計画に基づき集積を進める。 【令和8年度実施計画等】 1 実施地区：5地区 2 関係市町村：青森市、五所川原市、つがる市、蓬田村、中泊町				
実施期間	平成18年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ハード）（国庫・継続）			
アピールポイント	将来の農業生産を担う経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施することができる。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に行う。	予算額(千円)	3,230,500	
		内訳	国	1,774,092
			県	888,252
			その他	568,156
事業の内容等	<p>地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げる1～7の事業のうち2以上（3と5は単独でも可）の事業を実施する。</p> <p>1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農地所有適格法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。</p> <p>【令和8年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：17地区 2 関係市町村：青森市、五所川原市、つがる市、十和田市、平内町、今別町、蓬田村、板柳町、中泊町、深浦町、七戸町、東北町、五戸町、南部町</p>				
実施期間	平成15年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	畑地帯総合整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	畑地帯を総合的に整備することにより、収穫・輸送時の荷傷みが解消され、品質・収益性の向上が図られ、農業経営が安定する。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、畑地帯において必要な用排水路施設や農道、区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらには担い手の育成・支援を一体的に実施し、畑作物の生産振興及び担い手の経営安定を図る。	予算額(千円)	103,000	
		内訳	国	51,500
			県	28,325
			その他	23,175
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全  2 農業生産基盤整備付帯事業 土壌改良、交換分合等  3 営農環境整備事業 農業集落道、農業集落防災安全施設、用地整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、農地被害防護施設、地域資源利活用基盤等  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
【採択要件】 1 担い手育成型 (1) 受益面積が概ね20ha以上であること。 2 担い手支援型 (1) 受益面積が概ね30ha以上であること。 (2) 担い手農家戸数割合又は担い手経営面積割合が10%以上であること。 (3) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること。 【令和8年度実施計画等】 1 実施地区数：2地区 2 事業実施地域：青森市、弘前市				
実施期間	令和3年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水 / 用排水路 / その他（農道、農用地造成）
実施主体別	県	

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。	予算額(千円)	620,000	
		内訳	国	387,500
			県	170,500
			その他	62,000
事業の内容等	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が借り入れている農地について、次の事業を実施する。 1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費 国 62.5% 県 27.5%	—	
<b>【採択要件】</b> 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。 2 事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権（土地改良事業計画の公告日から15年以上）を有すること。 3 事業対象農地面積がおおむね10ha以上（中山間地域はおおむね5ha以上）であること。 ※その算入範囲は大字を単位（営農上の一体性がある場合はその範囲） 4 事業対象農地がおおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。 5 すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 6 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。 7 事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に収益性が20%以上向上すること。 <b>【令和8年度実施計画等】</b> 1 実施地区数：8地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、八戸市、中泊町、藤崎町、田舎館村				
実施期間	令和元年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入) リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農地耕作条件改善事業 (国庫・継続)			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	4,000	
		内訳	国	4,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 定額助成  (1) 区画拡大 (2) 暗きょ排水 (3) 湧水処理  (4) 末端畑地かんがい施設 (5) 客土 (6) 除礫  (7) 更新整備 (8) 畑作転換工 (9) 条件改善推進費  (10) 高収益作物転換支援 (11) 病害虫対策</p> <p>2 定率助成  (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良  (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成  (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援  (9) 管理省力化支援 (10) 条件改善促進支援 (11) 指導  (12) 高収益作物導入支援 (13) スマート農業導入支援  (14) 粗放的農地利用整備 (15) 機構集積推進費  (16) 高収益作物導入促進費 (17) 高収益作物導入推進費</p> <p>《事業実施主体》  農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国	100%	
		定率【県営】	国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	
	<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。</li> <li>地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。</li> <li>総事業費200万円以上であること。</li> <li>受益者数2者以上であること。 等</li> </ol> <p>【令和8年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施地区 : 1地区</li> <li>関係市町村: 弘前市</li> </ol>			
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県 / 土地改良事業団体連合会 / 市町村 / 農地中間管理機構 / 農業者団体 / 農業者等	

事業名	大区画化等加速化支援事業（国庫・新規）			
アピールポイント	これまで農業者等が営農の一環として行ってきた、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易整備を支援する。			
事業の趣旨	法人等の農業者が自ら施工可能な簡易整備によって、機動的に区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図る。	予算額(千円)	—	
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 定額助成（ハード） （１）農用地の区画拡大 （２）暗渠排水 （３）湧水処理 （４）末端畑地かんがい施設 （５）客土 （６）除礫 （７）更新整備 （８）畑作転換工（９）病虫害対策  2 定額助成（ソフト） （１）条件改善推進費 （２）協議会運営事業  《事業実施主体》 県、土地改良事業団体連合会、市町村、農地中間管理機構、 農業者団体、農業者等	補助率	標準事業費	
		国定額		
【採択要件】 1 地域計画が策定された区域であること。 2 大区画化等加速化計画を作成すること。 3 農用地の区画拡大を実施すること。				
実施期間	令和7～11年度	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	